

小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）の事業者と労働者の皆さんへ

長時間労働者に対する

医師による面接指導の相談窓口

のご案内



■ 平成20年4月1日から、小規模事業場においても、長時間労働者への医師による面接指導が義務付けられました。

■ 地域産業保健センターでは、面接指導の相談窓口を開設しています。

△ 医師による面接指導制度について

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行なうと共に、その結果を踏まえた事後措置を講じることとするものです。

■ 地域産業保健センターでは、

① 各種健康相談

例えば、●健康診断結果の見方について

●生活習慣病予防について

●メンタルヘルスについて

産業医が相談に応じます。

② 個別訪問による産業保健指導

医師が事業場を訪問し、健康診断結果に基づいた健康管理指導などを行ないます。

③ 産業保健情報の提供

などを無料で行なっています。相談内容や指導内容については秘密を厳守します。

東毛館林邑楽地域産業保健センター

館林市苗木町2,497 館林市邑楽郡医師会内

☎ 72-1132

東毛太田地域産業保健センター

太田市飯塚町1,549-1 太田市医師会内

☎ 48-9291